

告示

埼玉県告示第五百六十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年五月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 委託した公金事務、指定公金事務取扱者の名称等及び委託期間

公金事務	指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地	委託期間
埼玉県障害者交流センター使用料の徴収事務	埼玉県比企郡嵐山町古里千八百四十八番地 社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団 理事長 大木 正仁	令和六年四月一日から 令和七年三月三十一日まで

二 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和六年四月一日

三 委託をした日

令和六年四月一日